

4月1日～5月10日までのお知らせを載せています。

子どもの健診・予防接種のお知らせ

種別	月日	場所	受付時間	対象	その他
健診	歯科健診・フッ素塗布	4月5日(木)	13:00～13:30	1歳～小学校就学前の幼児(6か月に1回受ける)	歯のアンケート、フッ素手帳、歯ブラシ、コップをお持ちください
		4月11日(水)			
	乳幼児健診	4月23日(月)	13:00～14:30	2か月～2歳6か月	母子健康手帳をお持ちください
		5月10日(木)			
	1歳6か月・3歳児健診	4月5日(木)	13:00～13:30	1歳6か月児・3歳児	個人通知します
		4月16日(月)			
予防接種	BCG	4月26日(木)	13:00～13:30	3か月～6か月未満の未接種者	個人通知します
	ポリオ	4月10日(火)	13:00～13:30	中山・名和地区の方	個人通知します(対象者を限定しています)
		4月18日(水)		大山地区の方	

※健診、フッ素塗布についての注意事項

お住まいの各地区(大山・名和・中山)で受けることが基本となります。
他の地区でも受けられますが、その場合申し込みが必要となります。福祉保健課にご連絡ください。

健康づくり、健康相談、介護予防教室のお知らせ

種別	月日	場所	時間	内容
3B体操	4月13日(金) 4月27日(金)	保健福祉センターだいせん	13:30～15:00	ストレッチ体操、ベル、ベルター、ボールを使って音楽にあわせて体を動かします。運動のできる服装でお出かけください。
	4月5日(木) 4月19日(木) 5月10日(木)	保健福祉センターなわ	13:30～15:00	
	4月10日(火) 4月24日(火) 5月8日(火)	中山農村環境改善センター	9:30～11:00	
	大山町地域包括支援センター 医師 健康相談	4月20日(金)	保健福祉センターなわ	
鳥取大学医学部 脳神経内科医師 健康相談	未定	未定	(受付) 9:00～9:30	血圧測定 医師・保健師・栄養士による健康相談
健康体操・ウォーキング	4月17日(火)	保健福祉センターなわ	13:30～15:00	運動指導士によるストレッチ体操、軽体操、町内ウォーキング

(お問い合わせ・相談先)

☆子どもの健診、予防接種、基本健診、各種がん検診、健康相談、健康づくり等に関することは
保健福祉センターなわ福祉保健課
TEL 0859-54-5207

☆介護保険、介護予防等に関することは
大山町地域包括支援センター
TEL 0859-54-2226
TEL 0859-54-5207

その他の教室・相談のお知らせ

種別	月日	場所	時間	対象	内容
育児学級	4月20日(金)	保健福祉センターなわ	10:00～11:30	保育所に行っていない親子	絵本の読み聞かせ なかよし遊び
	4月27日(金)	中山農村環境改善センター			
すくすく広場	4月13日(金)	ふれあい会館	10:00～11:30	保育所に行っていない親子と妊産婦	季節の遊び
栄養相談	4月25日(水)	福祉センターなやかやま2階	10:00～11:30	妊産婦、乳幼児	赤ちゃんサロンにて 栄養士、保健師の相談

☆あそびにおいでよ! 大山町ふれあい会館 TEL 0859-54-2395

開館時間 月曜日～金曜日(祝日は除く) 9:30～18:00 ○子育て中のふれあいの場として、いつでも保護者同伴で、自由に楽しむことができます。(おもちゃ・絵本・遊具あり) ○行事はどなたでも参加できます ○いつでも子育て相談できます(個別相談もできます) ○たんぼぼ通信(月1回)発行

大山町子育て支援医療費助成事業

5歳から就学前児童の保険診療分通院医療費の自己負担の一部を助成する、町独自の事業です。

◆受給資格 5歳の誕生月の翌月1日から就学前

◆助成内容

医療機関については、特別医療費と同様に530円を引いた額
薬局については全額助成。
附加給付があるときは当該給付の額に相当する額を控除する。

◆申請に必要なもの

お子さんの保険証、印鑑(シャチハタ印不可)、保険点数のわかる領収書(レシート不可)、保護者の振込口座のわかるもの

※児童の医療費は申請者である保護者の口座に振り込みます。

◆申請および問い合わせ先

本庁福祉保健課 電話 0859(54)5207
中山支所福祉課 電話 0858(58)6112
大山支所福祉課 電話 0859(53)3136

《現在特別医療費受給資格証をお持ちの方は》

・特定疾病で特別医療費受給資格証をお持ちの方は、特定疾病以外の診察について大山町子育て支援医療費助成を受けることができます。

・身障、重度、精神で特別医療費受給資格証をお持ちの方は、自己負担がありませんので対象になりません。

・ひとり親家庭で特別医療費受給資格証をお持ちの方は、助成内容が同じですので、対象になりません。

国民健康保険高額医療費

平成19年4月から入院時の窓口支払は、自己負担額までの支払いですむようになります。支払の際は、限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が必要です。認定証は、事前に福祉保健課または各支所福祉課に申請して認められれば、交付されます。